

## いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、空き家の有効的な活用を促進するため、創業を目的として当該空き家を改修して事業を行う者に対し、当該事業に係る費用の一部について、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号）及びこの告示に基づき、補助金を交付するものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 いすみ市内に存する家屋（長屋、アパート、マンション等の共同住宅を除く。）で、現に利用する者がいないもの（近く利用する者がいなくなる予定のものを含む。）をいう。
- (2) 創業 個人又は法人その他の団体が改修した空き家を有効的に活用して事業を開始することをいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業を除く。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、改修した空き家を活用した創業に関する事業であって、交流人口の増加及び活力あるまちづくりに資すると市長が認めるものとする。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助事業を実施しようとする個人であって、次のいずれにも該当するもの
  - ア いすみ市に住所を有し、又はいすみ市内に移住する意思のある者であること。
  - イ 世帯の全員に市税等の滞納がないこと。
  - ウ 創業後に原則として週3日以上、月12日以上又は年140日以上営業し、かつ、3年以上継続して営業する意思のある者であること。
  - エ 世帯の全員がいすみ市暴力団排除条例（平成24年いすみ市条例第1号）に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと。

オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない世帯であること。

カ 世帯員に外国人を含む世帯の場合は、当該外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令に基づき、日本国に永住権を有している者であること。

キ 世帯員が過去にこの告示に基づく補助金又は同種の補助金等の交付を受けたことがある者又はその者と同一の世帯に属していた者でないこと。

ク 創業に当たり許認可及び資格等が必要な場合は、当該資格等を取得し、又は創業までに取得する見込みであること。

(2) 補助事業を実施しようとする法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であって、次のいずれにも該当するもの

ア いすみ市内に事業所を有し、又は事業所を設立する意思のあること。

イ 法人等に市税等の滞納がないこと。

ウ 創業後に原則として週3日以上、月12日以上又は年140日以上営業し、かつ、3年以上継続して営業する意思のある者であること。

エ 法人等の役員がいすみ市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。

オ 法人等の役員に外国人を含む場合は、当該外国人が出入国管理及び難民認定法その他の法令に基づき、日本国に永住権を有している者であること。

カ 過去にこの告示に基づく補助金又は同種の補助金等の交付を受けたことがない法人等であること。

キ 創業に当たり許認可及び資格等が必要な場合は、当該資格等を取得し、又は創業までに取得する見込みであること。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

(1) 土地若しくは建物の購入又は賃貸借に係る諸費用

(2) 消火器等の消防用品及び防災用品の購入並びに火災警報器等の設置に要する経費

(3) その他市長が別に定める経費

2 屋根、外壁その他の補助事業に係る部分とそれ以外の部分とが明確に区分できない部分の改修工事を行う場合の補助対象経費の算定は、床面積による按分により行うものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、100万円を上限とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、一の空き家につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前にいすみ市創業者空き家活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 創業計画書

(2) 工事実施計画書（様式第2号）

(3) 運営にかかる誓約書（様式第3号）

(4) 申請者以外の者が所有する空き家に対して補助事業を実施する場合は、承諾書（様式第4号）及び賃貸借契約書の写し

(5) 補助事業に係る見積書の写し

(6) 補助事業を実施する空き家の全景及び補助事業を行う現場の現況を示す写真（申請の日前2週間以内に撮影されたものに限る。）

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定したときは、いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、いすみ市創業者空き家活用事

業変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業内容の軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、いすみ市創業者空き家活用事業変更承認通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

第10条 交付決定者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかにいすみ市創業者空き家活用事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、いすみ市創業者空き家活用事業中止（廃止）承認通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、いすみ市創業者空き家活用事業実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- （1） 補助事業に係る領収書の写し
- （2） 補助事業に係る工事の請負契約書の写し
- （3） 補助事業の実施状況が確認できる写真
- （4） 個人にあつては、事業の開業・廃業等届出書の写し及び住民票並びに納税証明書
- （5） 法人にあつては、登記事項証明書及び法人税の納税証明書
- （6） 団体にあつては、定款及び代表者に滞納がないことを証明できる書類
- （7） 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第3項に規定する確認済証の写し  
（補助事業の実施に当たり同条第1項に規定する確認の手続き（同法第87条において準用する場合を含む。）が必要な場合に限る。）

（8） その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告は、交付の決定を受けた日の属する年度の3月15日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）までに行わなければならない。

3 第1項の報告をするにあたっては、個人にあつてはいすみ市内に住所を、法人等にあつてはいすみ市内に事業所をそれぞれ有していなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があつた場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付確定通知書(様式第11号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日(その日が休日等に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い休日等でない日)までにいすみ市創業者空き家活用事業補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号に掲げる要件を欠くこととなつたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他関係法令の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、いすみ市創業者空き家活用事業補助金返還命令書(様式第14号)により、期限を定めて補助金の全額について返還を命ずることができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(いすみ市ゲストハウス等設立事業補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) いすみ市ゲストハウス等設立事業補助金交付要綱（平成28年いすみ市告示第70号）

(2) いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付要綱（平成29年いすみ市告示第123号）

様式第 1 号 (第 7 条関係)

いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付申請書

年 月 日

いすみ市長 様

申請者 住 所

(法人その他の団体にあつては主たる事業所の所在地)

氏 名 ㊟

(法人にあつては名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

年度において、下記のとおり補助事業を実施したいので、いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

補助事業の目的及び内容	目的 改修した空き家を活用した創業 所在地 いすみ市 階 数 延 べ 面 積 m <sup>2</sup> (住宅部分 m <sup>2</sup> ) 改 修 年 月 年 月 (着工)
交付申請額	円 (1,000円未満切捨て)
添付書類	<input type="checkbox"/> 創業計画書 <input type="checkbox"/> 工事実施計画書 (様式第 2 号) <input type="checkbox"/> 運営にかかる誓約書 (様式第 3 号) <input type="checkbox"/> 申請者以外の者が所有する空き家に対して補助事業を実施する場合は、承諾書 (様式第 4 号) 又は賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 補助事業に係る見積書の写し <input type="checkbox"/> 補助事業を実施する空き家の全景及び補助事業を行う現場の現況を示す写真 (申請の日前 2 週間以内に撮影されたものに限る。) <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

年 月 日

工事実施計画書

1 所在地 いすみ市

2 改修工事を行う建物の概要

用 途：

（併用部分がある場合は、その具体的用途： ）

延べ面積： m<sup>2</sup>（住宅部分 m<sup>2</sup>）

階 数：

改修年月： 年 月（着工）

3 改修工事を行う施行者の概要

会 社 名：

代表者名：

所 在 地：

電話番号：

4 補助対象経費

設 計 費	円（消費税込）
改修工事費	円（消費税込）
工事管理費	円（消費税込）
合 計	円（消費税込、1,000円未満切捨て）

5 改修工事の予定期間

年 月 日から 年 月 日まで（予定）



様式第3号（第7条関係）

運営に係る誓約書

年 月 日

いすみ市長 様

申請者 住 所

(法人その他の団体にあつては主たる事業所の所在地)

氏 名 ⑩

(法人にあつては名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

いすみ市創業者空き家活用事業補助金の交付を受け営業するに当たり、週3日以上、月12日以上又は年140日以上営業するとともに、開業の日から少なくとも3年以上営業を継続することを誓約します。

様式第4号（第7条関係）

承諾書

年 月 日

いすみ市長 様

所有者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号

下記の建物について、いすみ市創業者空き家活用事業補助金の交付に伴う申請手続、当該補助金の交付の請求等を下記の者が行うことを承諾します。

記

1 建物

所在地：

2 承諾を受ける者

住所：

（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名：

（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の職・氏名）

3 所有者と申請者との関係

様式第5号（第8条関係）

指令第 号

年 月 日

様

いすみ市長



いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので、いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付要綱第8条の規定により、通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 次の理由により不交付とします。

不交付決定理由

備考

- 1 補助事業が完了したときは、いすみ市創業者空き家活用事業実績報告書（様式第10号）を速やかに作成し、市長に報告すること。
- 2 申請内容を変更しようとするときは、いすみ市創業者空き家活用事業変更承認申請書（様式第6号）を速やかに作成し、市長の承認を受けること。

様式第6号（第9条関係）

いすみ市創業者空き家活用事業変更承認申請書

年 月 日

いすみ市長 様

申請者 住 所

(法人その他の団体にあつては主たる事業所の所在地)

氏 名 ㊟

(法人にあつては名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定された補助金に係る補助事業について、下記のとおり変更したいので、いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、承認くださるよう申請します。

記

変更の内容	変更前  変更後
変更の理由	
変更年月日	年 月 日 (予定)

様式第7号（第9条関係）

指令第 号  
年 月 日

様

いすみ市長



いすみ市創業者空き家活用事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、承認したので、いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、通知します。

なお、補助事業の変更に伴い当該補助金の交付額を下記のとおり決定します。

記

1 補助事業変更後の交付金額 円

2 補助事業変更前の交付金額 円

様式第8号（第10条関係）

いすみ市創業者空き家活用事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

いすみ市長 様

申請者 住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事業所の所在地）

氏 名 ⑩

（法人にあつては名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定された補助金に係る補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、承認くださるよう申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）年月日

年 月 日（予定）

様式第9号（第10条関係）

指令第 号

年 月 日

様

いすみ市長



いすみ市創業者空き家活用事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の中止（廃止）については、承認したので、いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、通知します。

なお、補助事業の中止（廃止）に伴い当該補助金の交付額を下記のとおり決定します。

記

1 補助事業中止（廃止）後の交付金額 円

2 補助事業中止（廃止）前の交付金額 円

様式第10号（第11条関係）

いすみ市創業者空き家活用事業実績報告書

年 月 日

いすみ市長 様

申請者 住 所

(法人その他の団体にあつては主たる事業所の所在地)

氏 名 ㊟

(法人にあつては名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定された補助金に係る補助事業については、完了したので、いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

補助事業の着手年月日	年 月 日
補助事業の完了年月日	年 月 日
補助金交付決定額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 補助事業に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> 補助事業に係る工事の請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 補助事業の実施状況が確認できる写真 <input type="checkbox"/> 個人にあつては、事業の開業・廃業等届出書の写し及び住民票並びに納税証明書 <input type="checkbox"/> 法人にあつては、登記事項証明書及び法人税の納税証明書 <input type="checkbox"/> 団体にあつては、定款及び代表者に滞納がないことを証明できる書類 <input type="checkbox"/> 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第3項に規定する確認済証の写し（補助事業の実施に当たり同条第1項に規定する確認の手続き（同法第87条において準用する場合を含む。）が必要な場合に限る。） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類



様式第11号（第12条関係）

達第 号  
年 月 日

様

いすみ市長



いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定した補助金については、いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付要綱第12条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

補助金交付確定額

円

年 月 日

いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付請求書

いすみ市長 様

請求者 住 所

(法人その他の団体にあつては主たる事業所の所在地)

氏 名 ㊟

(法人にあつては名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

年 月 日付け 達第 号をもって交付確定された補助金について、いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金 交 付 請 求 額	円							
振込先	金融機関名	銀行 農業協同組合 漁業協同組合 信用金庫 信用組合	本店 支店 支所					
	口座番号	当座・普通						
	口座名義人	フリガナ						
氏 名								
備考								

添付書類

- ・いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付確定通知書（様式第11号）の写し

様式第13号（第14条関係）

達第 号  
年 月 日

様

いすみ市長



いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定した補助金に係る補助事業については、いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により下記のとおり交付決定の全部（一部）を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

- |              |   |
|--------------|---|
| 1 補助金交付決定額   | 円 |
| 2 補助金交付取消額   | 円 |
| 3 取消し後の交付決定額 | 円 |
| 4 取消しの理由     |   |

様式第14号（第15条関係）

達第 号  
年 月 日

様

いすみ市長



いすみ市創業者空き家活用事業補助金返還命令書

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定した補助金については、いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 既に交付した補助金額 円
- 3 返還すべき金額 円
- 4 返還期限 年 月 日
- 5 返還を命ずる理由
- 6 返還の方法